

(証券コード 8955)

2021年8月19日

投資主各位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号
日本プライムリアルティ投資法人
執行役員 城 崎 好 浩

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。当日ご来場いただかなくとも、書面によって議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2021年9月6日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

現行規約第13条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年9月7日（火曜日）午後2時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階「東証ホール」
(末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員3名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会当日、代理人により議決権を行使いただく場合、議決権を有する他の投資主様1名に委任することができます。この場合、投資主様本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出ください。
- なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
- ◎ 従前本投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントによる「運用状況に関する説明会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年6月期の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト (<https://www.jpr-reit.co.jp/>) にて決算説明動画及び決算説明資料をご覧いただくことができます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正事項をインターネット上の本投資法人のウェブサイト (<https://www.jpr-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイト (<https://www.jpr-reit.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- ・本投資主総会における議決権は、書面により行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面により議決権を行使することをご検討ください。
- ・本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠中の方、その他健康状態にご不安のある方は、本投資主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください。

<来場される投資主様へのお願い>

- ・当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年と比べ少ない座席数のご用意となり、充分なお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・役員及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認のうえ、原則としてマスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用のうえ会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。また、会場受付にて体温測定を実施させていただく場合がございます。検温の結果、発熱（37.5度以上）のある投資主様、咳等の症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場いただきますようお願い申し上げます。
- ・上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び感染予防の観点から、必要な措置を講ずる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人ウェブサイト（<https://www.jpr-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) (変更案第13条第3項及び第4項関係)

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条に基づき、現行規約第13条第1項において投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めています（いわゆるみなし賛成制度）。

一方、昨今の不動産投資法人における少数投資主からの議案提案に関する議論に鑑み、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンス構造に大きく影響を与え、かつ、相反する趣旨の議案の提出が性質上難しい重要な議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い重要な議案に対して議決権を自ら行使しなかった投資主が、上記の「みなし賛成」の適用により、当該重要議案について賛成するものとみなされることは、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があることとなります。

そのため、上記の観点から重要な議案、具体的には(1)執行役員又は監督役員の選任又は解任、(2)投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約、(3)解散、(4)投資口の併合、(5)執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除という重要な議案については、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に「みなし賛成」を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。

事前に反対の意思を表明できる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）へ

の通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容による「みなし賛成」の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、「みなし賛成」に関する規定について変更を行うものです。

(2) (現行規約第38条関係)

資産の運用に係る業務の委託先について、規約上で確認するため、資産運用会社名について規定するものです。

(3) (改正履歴関係)

法令番号を除き、暦年の表記を和暦表記から西暦表記に変更を行うものです。

(4) その他、必要な条文整備等のために、所要の変更を行うものです（現行規約第41条及び第42条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
日本プライムリアルティ投資法人規約	日本プライムリアルティ投資法人規約
(平成13年12月19日改正)	(<u>2001</u> 年12月19日改正)
(平成14年4月10日改正)	(<u>2002</u> 年4月10日改正)
(平成14年5月30日改正)	(<u>2002</u> 年5月30日改正)
(平成15年9月4日改正)	(<u>2003</u> 年9月4日改正)
(平成17年9月8日改正)	(<u>2005</u> 年9月8日改正)
(平成19年9月5日改正)	(<u>2007</u> 年9月5日改正)
(平成21年9月8日改正)	(<u>2009</u> 年9月8日改正)
(平成23年9月6日改正)	(<u>2011</u> 年9月6日改正)
(平成25年9月11日改正)	(<u>2013</u> 年9月11日改正)
(平成27年9月8日改正)	(<u>2015</u> 年9月8日改正)
(平成29年9月5日改正)	(<u>2017</u> 年9月5日改正)
(2019年9月5日改正)	(2019年9月5日改正)
	(<u>2021</u> 年9月7日改正)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第13条（みなし賛成）</p> <p>1. ～ 2. （省略） （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第13条（みなし賛成）</p> <p>1. ～ 2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u></p> <p>(2) <u>投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約</u></p> <p>(3) <u>解散</u></p> <p>(4) <u>投資口の併合</u></p> <p>(5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者）</p> <p>本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務については第三者へ委託する。</p>	<p>第38条（資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者）</p> <p>本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社である<u>株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント・マネジメント</u>（商号変更又は組織変更があった場合には当該変更後の会社をいい、合併、会社分割その他の組織再編があった場合には当該業務を承継することとなる会社をいう。以下「資産運用会社」という。）へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務については第三者へ委託する。</p>
<p>第41条（施行日）</p> <p><u>2019年9月5日の投資主総会の決議による第39条に係る本規約の変更の効力は、2020年1月1日から生じるものとし、2020年1月1日以降に生じる資産運用報酬から適用するものとする。本条は当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第42条（運用報酬3の計算に係る経過措置）</p> <p>（省略）</p>	<p>第41条（運用報酬3の計算に係る経過措置）</p> <p>（現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員城崎好浩は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となります。つきましては、2021年9月7日付であらためて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、現行規約第20条第1項但書を適用し、就任する2021年9月7日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2021年7月29日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
じょう ぎき よし ひろ 城 崎 好 浩 (1960年10月22日)	1984年4月 秀和株式会社 入社 1989年1月 東京建物株式会社 入社 1998年7月 株式会社東京建物プロパティ・ マネージメント(現 東京建物 株式会社) 出向 営業部長 2000年7月 東京建物不動産販売株式会社出 向 経営企画室 次長兼マルチ メディア営業グループ グルー プリーダー 2008年3月 東京建物株式会社 九州支店長 2012年3月 同社 関西支店長 2014年3月 同社 執行役員 関西支店長 2015年10月 同社 執行役員 関西支店長兼 関西住宅事業部長 2017年4月 同社 執行役員 2017年4月 株式会社東京リアルティ・イン ベストメント・マネジメント 出向 2017年4月 同社 代表取締役社長 2019年9月 本投資法人 執行役員(現職) 2020年1月 株式会社東京リアルティ・イン ベストメント・マネジメント 転籍 代表取締役社長(現職)	0口

注：候補者城崎好浩は、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント代表取締役社長を兼務しております。

上記を除き、候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

本投資法人は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者の選任が承認された場合、上記執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2021年7月29日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
のむらよしなが 埜村佳永 (1964年11月14日)	1987年4月 東京建物株式会社 入社 2000年10月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 2004年10月 同社 投資運用部 部長 (投資グループ・リサーチグループ担当) 2007年7月 東京建物株式会社 投資事業開発部グループリーダー 2011年1月 同社 財務部 財務第2グループグループリーダー 2015年1月 同社 財務部 財務グループグループリーダー 2015年3月 同社 広報CSR部長 2017年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 2017年4月 同社 取締役財務部長 2020年3月 同社 取締役財務部長 兼 企画・管理部長 (現職)	1口

注：候補者埜村佳永は、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント取締役財務部長兼企画・管理部長を兼務しております。

上記を除き、候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

本投資法人は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、上記補欠執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員出縄正人、草薙信久の両名は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となります。つきましては、2021年9月7日付であらためて監督役員3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案において、監督役員の任期は、現行規約第20条第1項但書を適用し、就任する2021年9月7日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	出縄正人 (1964年2月5日)	1990年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）沖信・石原法律事務所（現スプリング法律事務所）入所 1999年1月 同事務所 パートナー弁護士（現職） 2000年6月 株式会社金冠堂 社外監査役 2002年4月 慶應義塾大学法学部 非常勤講師（民法演習） 2005年2月 株式会社アルベックス 社外監査役 2007年7月 株式会社アドバンスリンク 取締役（現職） 2007年9月 本投資法人 監督役員（現職） 2009年4月 慶應義塾大学 大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師（商法総合） 2011年4月 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官 2015年6月 イチカワ株式会社 社外監査役（現職） 2021年2月 最高裁判所災害補償審査委員会委員（現職） 2021年6月 株式会社ビー・エム・エル 社外監査役（現職）	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 有 する 本投資法人の 投 資 口 数
2	くさ なぎ のぶ ひさ 草 薙 信 久 (1966年12月10日)	<p>1989年4月 近畿日本ツーリスト株式会社 入社</p> <p>1996年10月 中央監査法人 入所</p> <p>2007年9月 フロンティア・マネジメント株 式会社 入社</p> <p>2008年4月 仰星監査法人 入所</p> <p>2009年10月 仰星税理士法人 代表社員（現 職）</p> <p>2015年9月 本投資法人 監督役員（現職）</p> <p>2016年5月 公益財団法人千葉県消防協会 監事（現職）</p> <p>2020年2月 草薙信久公認会計士事務所 代 表（現職）</p>	0口
3	いけ べ 池 邊 このみ (1957年8月31日)	<p>1986年9月 株式会社住信基礎研究所（現 株式会社三井住友トラスト基礎 研究所）入社</p> <p>2003年2月 株式会社ニッセイ基礎研究所 入社</p> <p>2008年4月 日本建築学会建築計画委員会専 門委員（現職）</p> <p>2010年5月 日本都市計画学会 理事</p> <p>2011年3月 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授（現職）</p> <p>2014年3月 国土交通省社会資本整備審議会 委員<都市計画>（現職）</p> <p>2015年5月 東京都環境影響評価審議会委員 （現職）</p> <p>2016年6月 一般財団法人日本緑化センター 理事（現職）</p> <p>2017年10月 生物多様性地域連携保全活動の 促進に関する検討会 有識者メ ンバー</p> <p>2020年10月 日本学術会議会員（現職）</p> <p>2021年3月 日本学術会議 環境学委員会 環境政策・環境計画分科会 サ ステナブル投資小委員会 副委 員長（現職）</p>	0口

注：候補者出縄正人は、スプリング法律事務所パートナー弁護士、株式会社アドバイスリンク取締役、イチカワ株式会社社外監査役、最高裁判所災害補償審査委員会委員及び株式会社ビー・エム・エル社外監査役を兼務しております。

候補者草薙信久は、仰星税理士法人代表社員、公益財団法人千葉県消防協会監事及び草薙信久公認会計士事務所代表を兼務しております。

候補者池邊このみは、日本建築学会建築計画委員会専門委員、千葉大学大学院園芸学研究科教授、国土交通省社会資本整備審議会委員〈都市計画〉、東京都環境影響評価審議会委員、一般財団法人日本緑化センター理事、日本学術会議会員、日本学術会議環境学委員会環境政策・環境計画分科会サステナブル投資小委員会副委員長を兼務しております。

上記各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

本投資法人は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者の選任が承認された場合、上記各監督役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了するときまでとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
かわぐちあきひろ 川口明浩 (1960年4月8日)	1985年4月 東京都庁 入都 1996年10月 中央監査法人 入所 2007年12月 川口明浩公認会計士事務所 代表(現職) 2016年4月 日本公認会計士協会千葉会副会長(現職) 2016年4月 公益財団法人日本法制学会監事(現職) 2018年6月 千葉県公益認定等審議会委員(現職) 2019年6月 公益財団法人練馬区文化振興協会評議員(現職) 2020年4月 千葉県監査委員(現職) 2020年6月 医療法人名栄会理事(現職)	0口

注：候補者川口明浩は、川口明浩公認会計士事務所代表、日本公認会計士協会千葉会副会長、公益財団法人日本法制学会監事、千葉県公益認定等審議会委員、公益財団法人練馬区文化振興協会評議員、千葉県監査委員及び医療法人名栄会理事を兼務しております。

候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

本投資法人は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、上記補欠監督役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

その他参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第13条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、前記の第1号議案から第5号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- ・東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ・ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。